

人吉市立第三中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。また、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等の対策の為の組織

いじめの防止等を組織的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

（１） 構成員

校長、教頭、教務主任、人権教育担当、生徒指導主事、学年担当、養護教諭
スクールカウンセラー・ＳＳＷ等

（２） 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

4 いじめの未然防止の取組

- （１） すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等を充実させ、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続して推進する。
- （２） 全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団作りを

進める。また、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- (3) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活作りに努める。
- (4) 生徒会を中心として人権集会に取り組むとともに、「三中人権宣言」の内容を確認しあい、生徒の中からいじめを許さないといった気運を高める。
- (5) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上のために、校内研修の年間計画の中に、「ハートサポート研修会」の復講を位置づけ、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- (6) 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、生徒を傷つけ、又は、他の生徒によるいじめを助長することもあることから、校内研修（汽笛委員会）により体罰禁止の徹底を図る。
- (7) 地域全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためPTAや大畑校区コミュニティースクール（仮称）でいじめの問題について協議する機会を設け、いじめを許さない地域風土作りを行う。
- (8) SNS等でのいじめをなくすために家庭、地域と一体となって情報モラル教育の充実を図る。また、生徒及び保護者に対して携帯電話やスマホ等の危険性について情報を提供するとともに、それらの不所持を強く呼びかける。また、やむを得ない理由で所持、あるいは所持させる場合は、家庭でのルール作りをお願いする。

5 いじめの早期発見の取組

- (1) いじめを早期に発見するために、学期に一回の「学校生活に関するアンケート」と年一回「心のアンケート」を実施し、その結果を基にした教育相談を行う。その際には学年部で相談しやすい教職員が対応する。
- (2) PTAや学級通信等で「熊本県子どもいじめ相談電話」等の相談機関の周知や各家庭での「いじめのサイン発見チェックリスト」の活用を促す。また小さなことでも相談できるような保護者との人間関係を構築していく。
- (3) いじめ不登校対策委員会や生徒指導委員会、吾木香（生徒理解の日）で生徒の生活の様子等に関しての情報交換を行い、いじめの未然防止を図る。
- (4) 教職員は、ささいな兆候も見逃さず、「報・連・相」を密にして早期段階から適切に当該生徒に関わっていく。

6 いじめに対する措置

発見されたいじめ事案への対応は次の「いじめ対応マニュアル」にそって行う。

7 重大事態への対応

(1) 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対応を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を、人吉市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 事実関係を明確にするため、重大事態に至る原因となったいじめ行為等について客観的な事実関係を調査し人吉市教育委員会に報告するとともに、人吉市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 重大事態が発生した場合、いじめを受けた生徒保護者に対し、個人のプライバシーや心のケアに配慮しながら、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。